

○ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例

平成23年9月30日

条例第25号

(みどりのパートナーの登録等)

第25条 市長は、ふるさと所沢のみどりを守り育てるため、みどりの保全及び緑化の推進に関する自発的かつ実践的な活動を行う個人又は次に掲げる要件のいずれも満たす団体（以下「みどりのパートナー」という。）を登録することができる。

- (1) 規約等を定め、みどりの保全及び緑化の推進のための活動を継続的に行っていること。
- (2) 市内に活動の本拠を有し、構成員が5人以上であること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないこと。

2 前項の規定により登録を受けようとする個人又は団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、みどりのパートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により登録を行ったとき。
- (2) みどりのパートナーとして適当でなくなったと判断したとき。
- (3) その他みどりの保全及び緑化の推進上、著しく支障があると判断したとき。

4 市長は、みどりのパートナーの育成に努めるとともに、その活動に関し、情報の提供、緑化資材の助成その他必要な支援をすることができる。